

I 事業計画

1 事業運営方針

当財団は、昭和 52 年 9 月の設立以来、調査研究、研修、出版等の各種事業の実施を通じて行政管理に関する「理論」と「実務」との懸け橋としての役割を果たし、我が国行政の民主化、合理化及び効率化に寄与してきた。

本年度は、情報公開、公文書管理、行政評価など国・地方に共通する行政分野に重点を置きつつ、学と官との懸け橋機能の強化に向けた活動を継続的に展開するとともに、民間企業も含めた「産学官共創のプラットフォーム」の構築に向けた活動を積極的に展開する。

また、公益目的支出計画の着実な実施と財務経営の改善に一層努力する。

2 事業計画

(1) 調査研究事業

ア 調査研究事業は、研修事業、出版事業と並び当財団の主要事業であり、当財団の収入を確保する上で中核的役割を果たす事業である。今年度においても引き続き、内閣府、総務省等の国の行政機関を始め公的機関が実施する調査研究事業に係る公募（一般競争入札等）に積極的に参加する。

イ 民間企業の参加の下に立ち上げた「公務部門ワークスタイル改革研究会」（令和 2 年 11 月発足）については、新たに部会を設け、テーマ別に議論を深めていくほか、セミナーの開催などによる情報発信も模索する。

(2) 研修事業（公益目的支出計画対象事業）

研修事業については、公益目的支出計画対象事業であることを踏まえ継続的に実施することとし、自主研修については、アンケート結果等により受講者のニーズを把握し、当該結果を企画画面に的確に反映させるとともに、オンラインによる研修も視野に入れつつ参加者の募集活動を効果的に実施し参加者の拡大を目指す。

ア 自主研修

- ① 公文書管理セミナー
- ② マイナンバー実務セミナー
- ③ 情報公開・個人情報保護審査会委員等交流フォーラム
- ④ 行政管理講座
- ⑤ 情報公開セミナー
- ⑥ 個人情報保護セミナー
- ⑦ 行政不服審査法セミナー
- ⑧ 行政争訟セミナー

イ 受託研修

総務省が毎年度公募する国及び地方公共団体の職員を対象にした政策評価に関する研修の企画・実施業務に応募し、当該研修業務を受託する。

(3) 普及指導事業

ア 総務省が毎年度公募する「国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法に係る答申・判決分析の請負」に応募し、当該業務を受託する。

イ 行政不服審査制度の円滑な運用に資するため、引き続き行政不服審査会委員、審理員、その他行政不服審査事務に従事する関係者相互による意見交換の場として行政不服審査交流会を開催する。

ウ 地方公共団体や独立行政法人等からの職場研修の委託（講師派遣）や職場の業務に関連した業務アドバイザー（コンサルティング業務）の委託については、その一層の周知に努め、受託の拡大を目指す。

（４）出版事業（公益目的支出計画対象事業）

出版事業については、公益目的支出計画対象事業であることを踏まえ継続的に実施することとし、それぞれの購読者層を念頭に置き企画編集内容を一層充実させるとともに、広報・宣伝等販売促進活動の積極的な実施に努める。

ア 昨年度に引き続き次のとおり季刊誌を発行する。

- ① 『季刊行政管理研究』（第 174 号～177 号）
- ② 『季報情報公開・個人情報保護』（第 81 号～84 号）
- ③ 『季刊評価クォーターリー』（第 57 号～61 号）

イ 上記の季刊誌のほか、次の出版物を発行する。

- ① 『行政機構図』（令和 3 年度版）
- ② 『独立行政法人・特殊法人総覧』（令和 3 年度版）

（５）国際交流事業（公益目的支出計画対象事業）

国際交流事業については、公益目的支出計画対象事業であることを踏まえ継続的に実施することとし、国際行政学会等の動きを踏まえつつ諸外国における行政管理に係る論文等資料の収集を行う。